

第3次 網走市男女共同参画プラン

—誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち—

【概要版】

令和3（2021）年度に「第2次網走市男女共同参画プラン」の計画期間が満了を迎えることから、これまでの成果、社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」や関係する法令の改正等の動きを踏まえ、新たに「第3次網走市男女共同参画プラン」を策定しました。

＜基本理念とめざす姿＞

- 基本理念： 人権の尊重、ジェンダー平等の実現
めざす姿： 誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち

＜基本目標＞

- I お互いを尊重しあうための意識変革
- II 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進
- III 家庭や地域での平等と安全安心な暮らしの実現
- IV 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備
- V あらゆる人への暴力を許さない社会の確立

＜プランの位置づけ＞

- ①「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- ②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画
- ③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- ④国の「第5次男女共同参画基本計画」及び、道の「第3次北海道男女平等参画基本計画」を勘案した計画
- ⑤SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図る計画
- ⑥「第6期網走市総合計画」の地域協働に関する個別計画として位置づけ、他分野の関連計画との整合性を図った計画
- ⑦「第2次網走市男女共同参画プラン（H24～R3）」を引き継ぐ計画

＜プランの対象期間＞

令和4年度（2022年）～令和13年度（2031年）

＜第3次プランのポイント＞

（1）SDGs（持続可能な開発目標）との関連について

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12（2030）年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標です。本プランの推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするすべての目標の達成への寄与を図ります。



（2）女性が活躍しやすい環境整備の推進について

国の男女共同参画基本計画では、第4次計画策定以降、働き方改革の推進や女性の職業生活における活躍の推進が強調されています。その実現のためには、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、無意識のうちに性別による差別・区別が生じないようにすることが必要です。

上記のような意識改革を基本に、各種ハラスメントの防止、あらゆる暴力の予防と根絶に向けた取り組みなど、女性が働きやすい環境整備に向けた働きかけを推進します。

（3）デジタル化社会への対応

スマートフォンの普及やセンシング技術の高度化、5Gの普及など、デジタル化社会が到来しています。AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与することとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むように取り組んでいく必要があります。理工系分野の選択促進に関する男女平等意識の啓発や、大学、研究機関、企業（経済団体）等への男女共同参画社会づくりへの理解の促進、ICTの活用などによる労働環境の改善及び情報発信を図ります。

（4）男女共同参画の視点に立った災害に強いまちに向けて

あらゆる分野において男女共同参画の視点を強化することが求められています。とりわけ、災害時などの非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の負担が女性に

集中したり、配偶者等からの暴力や性被害・性的暴行が生じたりするといったジェンダー課題が拡大します。

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を活用した避難所運営など、非常時に備え、男女共同参画の視点を反映した防災・復興対策の取り組みを進めます。

（5）多様性の尊重について

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることは、「男女」とにとどまらず、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、すべての人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を実現することにつながります。

誰もが性別にとらわれることなく、多様な選択をすることができるよう、多様性の尊重についての理解の促進を図ります。

＜プランの内容＞

基本目標 I お互いを尊重しあうための意識変革

男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消することや、無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって、性別による差別や区別が生じるなどの悪影響を生まないよう、意識改革と理解の促進を図り、人々の意識を個々の人権を尊重する意識へ変えていくことが大きな課題です。

広報等による啓発や学校教育、生涯学習等を通じ、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合える社会に向けて意識の変革を図ります。

評価指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値 (R13)
男女共同参画についての認知度	57.2%	62%	67%
網走市が実施する男女共同参画に関する情報発信の取り組みに対する認知度	-	50%	55%
家庭の中で男女が平等であると感じる人の割合	41.4%	45%	50%
教育の場で男女が平等であると感じる人の割合	47.6%	52%	57%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しないという人の割合【基本目標Ⅲ 基本方向2再掲】	64.5%	69%	74%
性的少数者またはLGBTという言葉の意味を知っているという人の割合	85.7%	90%	95%

【基本方向1 男女共同参画の啓発の推進】

- 広報・啓発活動の充実
- 調査の充実
- 情報収集・提供の充実

【基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進】

- 家庭における男女平等教育の推進
- 学校等における男女平等教育の推進
- 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 社会における男女平等教育の推進

【基本方向3 性の尊重などの人権についての認識の浸透】

- 性の尊重、ジェンダー平等の浸透
- 母性・父性の重要性の浸透
- 各種ハラスメントの防止

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

家庭や職場、地域社会において男女が共に参画し、責任を担うことにより、豊かな暮らしが可能となります。将来にわたって、女性が活躍しやすい社会を実現するためには、女性が風習や通念、家事などの固定的役割分担意識などに阻まれることなく、自身の希望する生き方を選択し、その能力を十分に発揮できるようにしていくことが必要です。

企業等へ向けた意識啓発や働き方改革の推進、起業化を目指す女性への支援等により、女性活躍におけるさまざまな阻害要因を取り除く取り組みを進めます。

評価指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値 (R13)
市の審議会等委員に占める女性の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	24.6%	30%	35%を超えてさらに向上
女性が働く状況について働きやすいと感じる女性の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	40.3%	50%	60%
職場内で男女が平等であると感じる人の割合 【基本目標Ⅱ 基本方向3再掲】	31.1%	36%	41%

【基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

- 審議会等への女性の登用の促進
- 役職等への女性の登用の促進
- 庁内における男女共同参画の推進

【基本方向2 就労等の場における男女平等の確保】

- 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ICTの活用などの職業能力開発の充実
- 女性の再就業の支援
- 起業化をめざす女性への支援
- パートタイムや派遣労働者、家内労働者の労働条件の整備
- 多様で柔軟な働き方の普及

【基本方向3 農林水産業や商工業等自営業における

男女共同参画の促進】

- 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進
- 農林水産業等自営業における労働環境の整備

基本目標Ⅲ 家庭や地域での平等と安全安心な暮らしの実現

共働き世帯の増加などにより、家庭や地域において男女が共に参画し、互いに協力し合うことはますます重要となっています。また、地域や家庭での男女共同参画を進めることは、災害時などの緊急時にも男女がそれぞれ責任を担って防災・復興に携わることの礎となります。

将来にわたって、それぞれの負担の軽減を図りながら、男女が共に仕事と家事を両立し、趣味や学習、ボランティア活動などの自己実現を可能にし、すべての人が心豊かに暮らしていける社会になるよう、多様なライフステージに応じた働き方の選択を可能にするなどのワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場環境の整備や、子育て支援の充実、地域社会における男女共同参画の促進などに取り組んでいきます。

評価指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値 (R13)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しないという人の割合 【基本目標Ⅰ 基本方向3再掲】	64.5%	69%	74%
防災・災害復興対策に男女の性別に配慮した対応が必要であると感じる人の割合	83.8%	88%	94%
地域活動の場で男女が平等であると感じる人の割合	31.5%	36%	39%

【基本方向1 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援】

- 家庭生活への男女の共同参画の促進
- 安心して子育て・介護ができる体制の充実

【基本方向2 地域社会における男女共同参画の促進】

- 防災・復興における男女共同参画の推進
- 地域活動の促進
- ボランティア活動の促進
- 姉妹都市・友好都市との交流

基本目標Ⅳ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

人生100年時代の到来に伴い、生涯を通じて健康で生きがいを持って生き生きと暮らせることがますます重要となります。各世代に対応する学習機会の充実や、健康保持・増進の取り組みなどを進めます。

また、高齢者や障がい者（児）の社会参加を促進する各種福祉施策や在宅福祉サービスの充実や、男女が共に在宅介護を担うため、社会全体で支える体制づくりを進めます。

評価指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値 (R13)
住民対象講座の受講者数	1,754人	2,500人	3,000人
「妊娠・出産期、更年期、高齢期など、ライフステージにあわせた健康づくり支援と保健医療体制の充実」が充実していると感じる人の割合	38.5%	40%	45%
認知症サポーターの養成人数（累計）	3,484人	4,484人	5,484人

【基本方向1 生涯各期に対応した学習の推進】

- 学習機会の提供・充実
- 生涯学習関連施設の充実
- 学習情報の提供機能や相談体制の充実

【基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進】

- 健康づくりの推進
- 保健医療体制の充実

【基本方向3 高齢者・障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備】

- 生きがいと社会参加の促進
- 住環境整備、介護・看護サービスの充実

基本目標Ⅴ あらゆる人への暴力を許さない社会の確立

男女を問わず、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの被害は潜在化する傾向にあります。近年ではSNS等の普及からその実態もさらに多様化・複雑化しており、問題の解決をより困難にしています。

誰もが安心して相談できる体制の充実等のほか、予防のための意識啓発など、関係機関が連携して暴力の根絶に取り組んでいきます。

評価指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値 (R13)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しないという人の割合 【基本目標Ⅰ 基本方向3再掲】	64.5%	69%	74%
防災・災害復興対策に男女の性別に配慮した対応が必要であると感じる人の割合	83.8%	88%	94%
地域活動の場で男女が平等であると感じる人の割合	31.5%	36%	39%

【基本方向1 配偶者等からの暴力の予防と根絶】

- 相談・支援体制の確立
- 暴力をなくす運動の啓発

